

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に対し、予算の範囲内で必要な経費を交付するため、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、国、県又は市等から補助金等を受ける経費がある場合は、これを当該事業の対象経費から除くものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他市長が事業の実施に必要と認める経費

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする実行委員会の委員長（以下「実行委員長」という。）は、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付金の交付決定をするものとし、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付決定通知書（第2号様式）により、実行委員長に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、実行委員長が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者である場合は、交付金の交付決定をしないものとする。

3 第1項の規定による交付決定を受けた実行委員長は、交付金に係る事業（以下「交付事業」という。）の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは

不承認を船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により実行委員長に通知する。

（実績報告）

第5条 実行委員長は、交付事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は交付金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認められるときは、交付金の額を確定し、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金確定通知書（第6号様式）により実行委員長に通知する。

（交付の時期等）

第7条 交付金は、前条の規定により確定した額を、交付事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めたときは、完了前に交付することができる。

2 実行委員長は、前項のただし書により事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、実行委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第4項の船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書が不承認であったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) 交付金を他の用途に使用したとき。
- (5) 第11条の規定に違反して承認を受けないで交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第4条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(交付金の返還)

第9条 市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金返還命令書(第8号様式)によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、実行委員長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付金返還命令書により確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 実行委員長は、前条の規定により交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、実行委員長の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

4 実行委員長は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 実行委員長は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(調査又は報告)

第12条 市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、実行委員長に対して、交付事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式

年 月 日

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付申請書

船橋市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者氏名

交付金の交付を受けたいので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業	名称		
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額			円
交付申請額			円
着手及び完了予定年月日		着手予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. その他	

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付決定通知書

団体名

代表者 様

船橋市長 印

年 月 日付け申請のあった交付金の交付について次のとおり決定したので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
経費所要額のうち交付対象となる経費			円
交付決定額			円
交付条件		<p>次の場合には、速やかに市長に申し出てその指示を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付事業を変更、中止又は廃止するとき。 2 交付事業の経費の配分の変更をするとき。 3 交付事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったとき。 4 交付事業により取得した財産を、交付の目的に反して使用等するとき。 5 その他必要が生じたとき。 	

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金事業計画
(変更・中止・廃止) 申請書

船橋市長 あて

申請者 住所
団体名
代表者氏名

交付金の事業計画を(変更・中止・廃止)したいので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
変更又は中止の理由			
(変更の場合) 交付事業の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更又は中止年月日	年 月 日		
添付書類			

第4号様式

第 年 月 号
日

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金事業計画
(変更・中止・廃止) 承認 (不承認) 通知書

団体名

代表者

様

船橋市長

印

年 月 日付け申請のあった交付金の事業計画を(変更・中止・廃止)することについて、次のとおり決定したので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

記

- | | | |
|-------------|----|-----|
| 1 承認の可否 | 承認 | 不承認 |
| 2 承認しない場合理由 | | |
| 3 承認に対する条件等 | | |

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金実績報告書

船橋市長 あて

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名

交付事業が完了したので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により、交付事業の実施状況を次のとおり報告します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
着手年月日		年 月 日	
完了年月日		年 月 日	
交付決定額			円
既交付額			円
交付対象経費精算額			円
添付書類	1. 実績報告書 2. 収支決算書 3. その他		

第6号様式

第 年 月 日
第 年 月 日

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金確定通知書

団体名

代表者

様

船橋市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった交付事業について、次のとおり交付金の額を確定したので、船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額			円
交付対象経費精算額			円
交付率			%
交付確定額			円

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付請求書

船橋市長 あて

申請者 住所
 団体名
 代表者氏名

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額	円		
交付確定額	円		
既交付額	年 月 日	交付	_____円
	年 月 日	交付	_____円
	年 月 日	交付	_____円
	計		_____円
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1. 船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付決定通知書又は船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金確定通知書の写し 2. その他 ()		

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金返還命令書

団体名

代表者

様

船橋市長

印

船橋市姉妹・友好都市周年事業実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり交付金の返還を命ずる。

返還すべき金額				円
返還期限	年 月 日			まで
返還を命ずる理由				
返還方法				
交付決定年月日	年 月 日	文書番号		
交付年度	年度	交付金の名称		
交付事業の名称				
交付決定額				円
既交付額	年 月 日	交付	_____円	
	年 月 日	交付	_____円	
	年 月 日	交付	_____円	
		計	_____円	
交付確定額				円